

最近約一〇年間に自分が訴訟代理人となった事件の判決を整理してみた。判決が延べ数で丁度二〇〇(落ちがあるかも知れないが)、そのうち勝訴が一七二、敗訴が二一、境界確定・和解などで勝敗のないものが七で、勝率(そういうものがあれば)は八割九分という結果であった。延べ数のうち、自治体から依頼された事件が一六七件、個人を被告とする旧法による住民訴訟が五件であるから、ほとんどが自治体関係のものだということになる。

裁判が原則として地方裁判所↓高等裁判所↓最高裁判所という段階による三審制であることは周知の通りであるが、下級審の結論を上級審で覆すことは極めて難しい。下級審で敗訴となり、上級審で逆転勝訴となったのは五件、その逆のものは二件にすぎない。特に、審理の迅速化が言われはじめてからは、高裁の審理は一回で終結するものが少なくない。もちろん、中には例外もあり、平成二五年三月二九日に東京高裁で控訴棄却の判決があった八ッ場ダムの負担金などの支出の差し止めなどを求める事件の地裁判決は二一年五月一日であり、高裁段階で四年近くを費や

新・弁護士月記 ㊦



判決総点検

橋本 勇

している。しかし、このようなものは例外中の例外であり、第一審である地裁での審理が決定的な重要性を有することは十分に覚悟しなければならぬ。ましてや、最高裁で高裁の判断が覆るのは異例中の異例であると思つた方がよい。最高裁の裁判官を経験した今井功弁護士は、在任中の五年間に実質四、九〇一件の民事事件、四、〇一一件の刑事事件に関与したほか、民事、刑事の抗告事件が二、九四一件であつたと述懐しておられる(「自由と正義」六四卷六号)。しかも、最高裁の裁判官(会議)は、司法行政の責任者でもあり、その面では一般行政官庁と変わらない職務も果たしているわけであるから、その激務の程は推して知るべしであろう。このようなことを考慮して、少なくとも民事・行政事件に関しては、最高裁は法令の解釈問題に専念できるような制度になつてゐるが、最終判断の場という観点から、職権で事実認定にも踏み込まざるをえないことがあるという。

ともあれ、冒頭の勝訴一七二件のうちには、最高裁で原判決が破棄され、勝訴となつたものが四件ある。その一は、破綻した三セクの整理のために支出した補助金に公益性がないとはいえないとする平成一七年一月一〇日の判決(下関市・日韓高速船事件)、その二は、水道料金を定める条例の制定が行政処分にあたらないとする一八年七月一四日判決(高根町・別荘用水道料金事件)、その三は、三セクの借入金に関する損失保証契約が直ちに法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律三条の趣旨に反することにはならないとする二三年一〇月二七日判決(安曇野市・損失補償契約事件)、その四は、議会の議決による債権放棄の有効性についての二四年四月二〇日判決(神戸市・債権放棄事件)である。正確に言えば、三番目の財政援助制限法に関する判決は完全な傍論(判決の結論に直結しない理論)であるが、この問題についての判断を示すことの重要性を最高裁に理解してもらつたものとして、感慨深いものがある。

個別の訴訟の経過などについて担当者が解説することは、依頼者との信頼関係や守秘義務との関係から避けるべきであろうが、歴史的事実となつたような事件については、それも許されるところなので、今後、機会を見て、思ひ出話をしてみようと思う。

(弁護士)